

光市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定により、平成21年度定期監査指摘事項に対する改善措置を別紙のとおり公表する。

平成22年6月25日

光市監査委員 山本武男

同 松本修二



光 総 第 1 4 8 号

平成 2 2 年 6 月 1 8 日

光市監査委員 山 本 武 男 様

光市監査委員 松 本 修 二 様

光市長 市 川 熙

平成 2 1 年度定期監査の結果に基づく是正、改善等の措置について

平成 2 2 年 5 月 1 2 日付け光監委第 6 号で報告のありました標記のことにつきまして、別紙のとおり報告します。

## 平成21年度定期監査に基づく是正、改善等の措置の報告について

平成22年度（平成23年度）から次のとおり改善等を実施します。

### 1 契約事務について

#### (1) 競争入札について

予定価格が50万円を超える委託契約については、競争入札による手続を経て契約するよう努めます。この場合において、長期継続契約が可能なものについては、「光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の運用要領」に基づき、所定の事務処理を行うよう改善を図ります。

#### (2) 随意契約について

随意契約による委託については、随意契約に該当する根拠法令及び相当な理由を起案文書に記載するとともに、契約金額が10万円を超える場合には、光市財務規則第112条の規定に基づきなるべく2人以上の者から見積書を徴するなど改善を図ります。

#### (3) 事務の執行について

年度当初からの契約の起案文書は、会計年度独立の原則にのっとり、起案日を4月1日とするよう改善を図ります。また、契約期間は、業務内容に応じた適正な期間とするよう改善を図ります。

なお、病院局の委託契約のうち、法令規則等に基づかない事務を行っていたものについては既に一部改善を図りましたが、引き続き局全体で改善に取り組むこととします。

### 2 財務事務について

支出負担行為書及び支出命令書の決裁においては、光市財務規則、光市事務決裁規程等に基づいた適正な事務処理を行うよう改善を図ります。

### 3 起案について

起案文書について、決裁日、保存ファイル名、保存期間等の記入の徹底を図ります。特に決裁日については、起案者が必ず記入するよう改めて職員への通知、指導を行いました。